福井県報

第　424　号
令　和　8　年
10月27日（火）
火曜日発行

── 目　次 ──

（※は県例規集登載事項）

告　示

○一般廃棄物処理施設の設置許可申請（４５２・循環社会推進課）……1
○保安林の指定の予定（４５３・森づくり課）……2
○特定猟具使用禁止区域の指定（４５４・自然環境課）……2

公　告

○所在の不分明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の予定の通知（森づくり課）……4
○公共測量の実施（２件・土木管理課）……4
○建築基準法の規定による構造計算適合性判定機関事務所所在地の変更（建築住宅課）……5

教育委員会告示

○教育職員免許状の失効（５・教職員課）……5
○令和９年度福井県立高等学校入学者選抜実施要項（全日制の課程および定時制の課程）、令和９年度福井県立道守高等学校通信制の課程入学者選抜実施要項、令和９年度連携型中高一貫教育校入学者選抜実施要項、令和９年度福井県立高等学校入学者選抜のための学力検査等実施要項（全日制の課程および定時制の課程）ならびに令和９年度福井県立特別支援学校の幼稚部および高等部の入学者選考実施要項（６・高校教育課）……6

公安委員会規則

※福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（８・交通企画課）……6

告　示

福井県告示第４５２号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第８条第１項の規定による一般廃棄物処理施設設置許可申請があったので同法第８条第４項の規定により、次のとおり告示するとともに、当該申請書および周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を縦覧に供する。

令和８年１０月２７日

福井県知事　石田　嵩人

1　申請者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名

(1)　名称　敦賀セメント株式会社

(2)　住所　敦賀市泉２号６番地１

(3)　代表者の氏名　代表取締役　奥田明裕

2　施設の名称

敦賀セメント株式会社が設置する一般廃棄物のごみ処理施設

3　一般廃棄物処理施設の設置の場所

敦賀市泉１６２号白岩４番

4　一般廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第５条第１項に定めるごみ処理施設

5　一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

一般廃棄物（焼却灰）

6　申請年月日

令和８年８月１９日

7　縦覧場所

(1)　福井市大手３丁目１７番１号

福井県エネルギー環境部循環社会推進課

(2)　敦賀市開町６－５

福井県嶺南振興局二州健康福祉センター　環境廃棄物対策課

(3)　敦賀市中央町２丁目１番１号

敦賀市市民生活部環境政策課

8　縦覧期間

令和８年１０月２７日（火）から令和８年１１月２６日（木）までの午前８時３０分から午後５時１５分まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第２号）第１条に規定する休日を除く。）

9　意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、福井県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

⑴　意見書の提出期間

令和８年１０月２７日（火）から令和８年１２月１０日（木）まで

⑵　意見書の提出先

郵便番号９１４－００５７

敦賀市開町６－５

福井県嶺南振興局二州健康福祉センター　環境廃棄物対策課

⑶　意見を提出できる者

当該一般廃棄物処理施設設置に関し利害関係を有する者（周辺に居住する者、施設設置予定地の周辺で事業を営んでいる者等）

⑷　記載事項

意見書には、意見書を提出する者の氏名、住所および施設の名称ならびに生活環境の保全上の見地からの意見を日本語により記載すること。

福井県告示第４５３号

農林水産大臣から、森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第３０条の規定により、次のとおり告示する。

令和８年１０月２７日

福井県知事　石田　嵩人

１　保安林予定森林の所在場所

坂井市丸岡町上久米田４３字馬場谷３、５から１０まで

２　指定の目的

土砂の崩壊の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる　立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第４５４号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第３５条第１項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定したので、同条第１２項において準用する同法第３４条第３項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年１０月２７日

福井県知事　石田　嵩人

一１　名称

牛ノ谷特定猟具使用禁止区域（銃）

２　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

３　区域

あわら市牛ノ谷地籍のハピラインふくい線と北陸自動車道との交点を起点として、同線を約９００メートル南進して株式会社越前カントリー倶楽部の管理用道路との交点に至り、同道路を西進して同社への進入道路との交点に至り、同道路を北進して林道馬場山線との交点に至り、同林道を北西進して同市細呂木６２字と樋山４８字との境界との交点に至り、同境界の谷筋を北進して同市細呂木６２字と樋山４７字との境界との交点に至り、同境界の稜線を北東進して福井県と石川県との交点に至り、同境界を東進して北陸自動車道との交点に至り、同自動車道を南東進して起点に達する線で囲まれた区域一円。

４　存続期間

令和８年１１月１日から令和１８年１０月３１日まで

二１　名称

北潟特定猟具使用禁止区域（銃）

２　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

３　区域

あわら市北潟地籍において北潟湖に架かる塩尻橋南詰を起点として同湖岸を約３００メートル北東進し、および約２５０メートル南進し、山林と耕地との境界との交点に至り、同境界を約５００メートル南西進し、浄土真宗学院あわら校舎の南西側を通る農道との交点に至り、同農道を北西進し、市道北潟西赤尾線との交点に至り、同市道を北東進して起点に達する線で囲まれた区域一円。

４　存続期間

令和８年１１月１日から令和１８年１０月３１日まで

三１　名称

平山特定猟具使用禁止区域（銃）

２　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

３　区域

坂井市三国町平山６８字白山３４番の福井県畜産試験場の敷地一円。

４　存続期間

令和８年１１月１日から令和１８年１０月３１日まで

四１　名称

宮前特定猟具使用禁止区域（銃）

２　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

３　区域

あわら市宮前地籍において竹田川に架かる宮前橋南詰を起点として、同川左岸堤防を約４００メートル南東進して同堤防下の農道との交点に至り、同農道を西進して南進して市道河間宮前線との交点に至り、同市道を南進して市道宮前公文３号線との交点に至り、同市道を西進して市道宮前公文１号線との交点に至り、同市道を北進して市道宮前公文２号線との交点に至り、同市道を北西進して市道宮前公文線との交点に至り、同市道を北進して市道角屋布目線との交点に至り、同市道を北進して起点に達する線で囲まれた区域一円。

４　存続期間

令和８年１１月１日から令和１８年１０月３１日まで

五１　名称

テクノポート特定猟具使用禁止区域（銃）

２　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

３　区域

坂井市三国町新保地籍において九頭竜川に架かる新保橋西詰を起点として国道３０５号を南西進し、福井市両橋屋地籍の高須川との交点に至り、同川右岸堤防を北西進し、日本海に至り、その海岸線を北東進し、テクノポート福井南防波堤突端に至り、同地点からテクノポート福井北防波堤突端を南東に見通す線を進み、同防波堤突端に至り、日本海の海岸線を北東進し、九頭竜川河口左岸の防波堤突端に至り、同地点から同河口右岸防波堤突端を北西に見通す線を進み、同防波堤突端に至り、同地点から三国漁港の西側防波堤突端を北東に見通す線を進み、同防波堤突端に至り、同防波堤に沿って北進し、主要地方道三国東尋坊芦原線に至り、同地方道を南東進し、竹田川に架かる港橋北東詰に至り、同地点から国道３０５号を西進し、港橋、新保橋を経て起点に達する線で囲まれた区域一円。

４　存続期間

令和８年１１月１日から令和１８年１０月３１日まで

六１　名称

足羽川特定猟具使用禁止区域（銃）

２　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

３　区域

福井市勝見１丁目地籍において足羽川に架かる木田橋北詰を起点として同川右岸堤防を南東進し、主要地方道篠尾勝山線の天神橋北詰に至り、同地方道を南進し、天神橋南詰に至り、同川左岸堤防を北西進し、市道（都）福井駅東口木田線の木田橋南詰に至り、同市道を北東進して起点に達する線で囲まれた区域一円。

４　存続期間

令和８年１１月１日から令和１８年１０月３１日まで

七１　名称

経ヶ岳特定猟具使用禁止区域（銃）

２　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

３　区域

福井市浅水町地籍の主要地方道清水美山線と一般県道福井鯖江線との浅水駅前交差点を起点として、同県道を南進して鯖江市道吉江神明橋線との神明橋南交差点に至り、同市道を西進して鯖江市道吉江西番線との交点に至り、同市道を西進して鯖江市道三尾野吉江線との交点に至り、同市道を北西進して天神橋を経て一般県道三尾野鯖江線との交点に至り、同県道を西進して福井市道南部１－４０４４号線との交点に至り、同市道を北進して主要地方道清水美山線との交点に至り、同地方道を東進して一般県道三尾野鯖江線との交点に至り、同県道を南進して福井市道南部１－１０４１号線との交点に至り、同市道を東進して主要地方道清水美山線との交点に至り、同地方道を東進して起点に達する線で囲まれた区域一円。

４　存続期間

令和８年１１月１日から令和１８年１０月３１日まで

八１　名称

日野川特定猟具使用禁止区域（銃）

２　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

３　区域

鯖江市桜町２丁目地籍の国道４１７号と鯖江市道有定鳥羽線との西鯖江交差点を起点として、同国道を東進して一般県道鯖江停車場線との交点に至り、同県道を南進して鯖江市道鳥羽中芦山線との交点に至り、同市道を南進して鯖江市道舟津幹線に至り、同市道を南進して越前市道第４８０１号線との交点に至り、同市道を南進して越前市道第４８０５号線との交点に至り、同市道を東進して国道８号との交点に至り、同国道を南進して主要地方道武生米ノ線との交点に至り、同地方道を西進して市道第４０８０号線との交点に至り、同市道を北進して主要地方道武生美山線との交点に至り、同地方道を西進して一般県道小曽原武生線との交点に至り、同県道を南西進して日

野川に架かる万代橋東詰に至り、同川右岸堤防を南進して松ヶ鼻用水堤に至り、同地点から日野川左岸堤防を南西に見通す線を進んで同堤防に至り、同堤防を南東進して南越前町鯖波地籍の聖ヶ橋西詰に至り、ハピラインふくい線を北進して国道８号との交点に至り、同国道を北東進して越前市道第１８０７号線との交点に至り、同市道を北進して越前市松森町地籍の日野大橋西詰に至り、日野川左岸堤防を北進して主要地方道武生美山線の豊橋西詰に至り、同地方道を西進して主要地方道福井朝日武生線との交点に至り、同地方道を北進して一般県道福井鯖江線との交点に至り、同県道を北東進して鯖江市道有定鳥羽線との交点に至り、同市道を北東進して起点に達する線で囲まれた区域一円。

４　存続期間

令和８年１１月１日から令和１８年１０月３１日まで

九１　名称

敦賀湾特定猟具使用禁止区域（銃）

２　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

３　区域

敦賀市泉地籍の絹掛ノ崎を起点として敦賀半島の小崎を北西に見通す線を進み同半島の小崎の南東の沖合５００メートルに位置する点、同半島の鷲崎の東の沖合、明神崎先の水島の東の沖合、猪ヶ池の北東の沖合および立石の北の沖合のそれぞれ５００メートルに位置する点ならびに同半島の立石岬を順次結んだ線と起点から気比の松原、同半島の小崎、鷲崎、明神崎を経て立石岬に至る同半島東部の海岸線とによって囲まれた海面の区域一円。

４　存続期間

令和８年１１月１日から令和１８年１０月３１日まで

十１　名称

安土山特定猟具使用禁止区域（銃）

２　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

３　区域

高浜町和田地籍のJR小浜線と一般県道畑若狭和田停車場線との交点を起点として同県道を北西進し、町道臨港線との交点に至り、同町道を北西進し、マリーナ臨海道路との交点に至り、同道路を北進し、日本海に至り、その海岸線を北進し、高浜町とおおい町との境界との交点に至り、同境界を南進し、青戸入江北岸に至り、同地点から青戸入江南岸の同境界を南に見通す線を進み、同境界との交点に至り、同境界を南進し、JR小浜線との交点に至り、同線を西進して起点に達する線で囲まれた区域一円。

４　存続期間

令和８年１１月１日から令和１８年１０月３１日まで

十一１　名称

中池見特定猟具使用禁止区域（銃）

２　禁止に係る特定猟具の種類

銃器

３　区域

敦賀市樫曲地籍の国道８号樫曲トンネル南側を起点として、同地籍の金ヶ崎公園との境界を北進し、天筒山山頂から北東に伸びる稜線との交点に至り、同稜線を北東進して標高点１４４メートルに至り、同地点から南東進し、新敦賀変電所敷地南側に至り、山すそを東進し、内池見川右岸との交点に至り、同川右岸を南東進し、北陸新幹線の高架下に至り、同地点から山すそを南進し、国道４７６号線との交点に至り、同地点から山すそを西進し、敦賀市余座１－２６に至り、同地点の山すそに沿って北西進して起点に達する線で囲まれた区域一円。

４　存続期間

令和８年１１月１日から令和１８年１０月３１日まで

公　　告

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第３３条の３において準用する同法第３０条の２の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第１８９条の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１０月２７日

福井県知事　石田　嵩人

１　所在の不分明な者の氏名

河波五八、川波清一、江端俊夫、平井淳一

２　通知の要旨

⑴　保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を行ったこと。

⑵　変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和８年９月２９日福井県告示第４２８号による。

３　掲示場所

福井県庁および池田町役場

測量法（昭和２４年法律第１８８号）第３９条において準用する同法第１４条第１項の規定により、令和８年１０月７日に坂井市より公共測量の実施についての通知があったので、同法第３９条において準用する同法第１４条第３項の規定により、次のとおり公示する。

令和８年１０月２７日

福井県知事　石田　嵩人

1　測量計画機関の名称

坂井市

2　作業の種類

公共測量（数値地形図データ更新）

3　作業の期間

令和８年１０月２１日から令和９年２月２６日まで

4　作業の地域

坂井市一円

測量法（昭和２４年法律第１８８号）第３９条において準用する同法第１４条第１項の規定により、令和８年１０月９日に敦賀市より公共測量の実施についての通知があったので、同法第３９条において準用する同法第１４条第３項の規定により、次のとおり公示する。

令和８年１０月２７日

福井県知事　石田　嵩人

1　測量計画機関の名称

敦賀市

2　作業の種類

公共測量（道路台帳図更新）

3　作業の期間

令和８年１０月２３日から令和９年３月３１日まで

4　作業の地域

敦賀市一円

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第１８条の２第１項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとした株式会社建築構造センターから同法第７７条の３５の８第２項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第４項の規定により公告する。

令和８年１０月２７日

福井県知事　石田　嵩人

1　変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地（岡山事務所）

変更前　岡山県岡山市北区内山下１丁目３番１９号

変更後　岡山県岡山市北区磨屋町３番１０号

2　変更年月日

令和８年１１月２日

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第５号

教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）第１０条第１項の規定により、次の免許状は効力を失ったので、教育職員免許に関する規則（昭和３０年福井県教育委員会規則第３号）第３５条の規定により公告する。

令和８年１０月２７日

福井県教育委員会

1　失効した免許状

氏　名	田中　一輝	本籍地	福井県
免許状の種類	小学校教諭一種免許状（令６小一種第５号） 授与年月日　令和７年１月３１日 授与権者　福井県教育委員会		
失効年月日	令和８年１０月１６日		

氏　名	田中　一輝	本籍地	福井県
免許状の種類	中学校教諭一種免許状（外国語（英語））（令６中一種第８号） 授与年月日　令和７年１月３１日 授与権者　福井県教育委員会		
失効年月日	令和８年１０月１６日		

氏　名	田中　一輝	本籍地	福井県
免許状の種類	高等学校教諭一種免許状（外国語（英語））（令６高一種第１８号） 授与年月日　令和７年１月３１日 授与権者　福井県教育委員会		
失効年月日	令和８年１０月１６日		

氏　名	田中　一輝	本籍地	福井県
免許状の種類	特別支援学校助教諭免許状（令６特臨第１号） 授与年月日　令和６年４月１日 授与権者　福井県教育委員会		
失効年月日	令和８年１０月１６日		

２　失効の理由

教育職員免許法第１０条第１項第２号（同法施行規則第７４条の２第８号イ）該当

福井県教育委員会告示第６号

令和９年度福井県立高等学校入学者選抜実施要項（全日制の課程および定時制の課程）、令和９年度福井県立道守高等学校通信制の課程入学者選抜実施要項、令和９年度連携型中高一貫教育校入学者選抜実施要項、令和９年度福井県立高等学校入学者選抜のための学力検査等実施要項（全日制の課程および定時制の課程）ならびに令和９年度福井県立特別支援学校の幼稚部および高等部の入学者選考実施要項を別冊のとおり定める。

令和８年１０月２７日

福井県教育委員会

公安委員会規則

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年１０月２７日

福井県公安委員会　委員長　坊　栄二

福井県公安委員会規則第８号

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福井県道路交通法施行細則（昭和４３年福井県公安委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

様式第８号の３中

「

本　籍	
住　所	〒（　　－　　）　　都道府県 電　話（　　）　　－　　（自宅・携帯）

」を

「

住　所	〒　　－　　都道府県 電　話（　　）　　－　　（自宅・携帯）

」に改める。

様式第８号の４および様式第８号の５中

「

本　籍	
住　所	〒　　－　　都道府県 電　話（　　）　　－　　（自宅・携帯）

」を

「

住　所	〒　　－　　都道府県 電　話（　　）　　－　　（自宅・携帯）

」に改める。

様式第８号の６中

「

本　籍	
住　所	〒　　－　　都道府県 電　話（　　）　　－　　（自宅・携帯）

」を

「

住　所	〒　　－　　都道府県 電　話（　　）　　－　　（自宅・携帯）

」に改める。

様式第８号の７および様式第８号の８中

「

本　籍	
住　所	〒　　－　　都道府県 電　話（　　）　　－　　（自宅・携帯）

」を

「

住　所	〒　　－　　都道府県 電　話（　　）　　－　　（自宅・携帯）

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の福井県道路交通法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

発行人　〒910-8580　福井県福井市大手３丁目17番１号　福　井　県